

松前町の子育て

松前町では、次代を担う子どもの成長を支えるため、さまざまな子育て支援を行っています

1

子どもが生まれたら 松前っ子誕生祝金

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650

松前町に生まれた子どもの誕生を祝福し、保護者の子育てを応援するため「松前っ子誕生祝金」を支給しています。

支給条件

保護者の住所が、子どもが生まれた日以前から6カ月以上、松前町にあること。
※子どもが生まれた日に6カ月に達していない場合は、引き続き住所を有し、6カ月に達した時点で申請できます。

支給方法

- 「松前っ子誕生祝金」は、松前商工会が発行する「さくら商品券」で支給します。
- 生まれた時と満1歳の誕生日の2回に分けて支給します。

支給額

区分	第1回目 (生まれた時)	第2回目 (満1歳の誕生日)	総額
第1子	10万円	10万円	20万円
第2子	20万円	10万円	30万円
第3子以降	30万円	20万円	50万円

支給申請

- 「松前っ子誕生祝金」の支給を受けるには申請が必要です。
- 申請期日がありますので、それぞれ次の期間までに申請してください。
 - ・第1回目の支給申請
……………生まれた日から7カ月以内
 - ・第2回目の支給申請
………満1歳の誕生日から6カ月以内

※申請をするまでの間に、松前町に住所を有しなくなったときは、受給資格を失います。
※偽り、その他不正により祝金を受給したときなどは、祝金を返還していただきます。



2

医療費は、高校生まで無料！ 子ども医療費の助成

問 町民課 国保医療給付係 ☎42-2633

18歳（高校生）までの医療費は、町が負担します。（出産または転入時に受給者証を交付）

対象

- 松前町に住所のある0歳から15歳まで
 - 18歳までの高校生
(扶養されている町外の高校生を含む)
- ※受給者証の更新は、中学生から高校生に進学される際に行います。
また、町外の高校生は毎年在学の確認が必要です。（個別にご案内します）

助成方法

- 北海道内の医療機関で受診した場合
健康保険証と受給者証を提示すると、医療機関の窓口での支払いはありません。
- 北海道外の医療機関で受診した場合
医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して町に請求してください。後日、保険診療の自己負担分を支給します。

3 乳幼児健診・予防接種など 子どもの健康を支えます

健診などの日程は、町広報「まちのカレンダー」でお知らせするほか、別冊「保健だより」にも掲載しています。

問 保健福祉課 健康推進係 ☎42-2650

①乳児健診 年4回開催

問診、身体測定、医師診察、保健・栄養指導、ブックスタート事業（絵本のプレゼント）

対象 3カ月～おおむね1歳児

場所 ふれあい交流センター

②股関節脱臼検査 毎月実施

医師診察

対象 3カ月～5カ月児

場所 町立松前病院

③1歳6カ月児・3歳児・5歳児健診 年4回開催

共通 問診、身体測定、医師診察、保健・栄養指導
 ・1歳6カ月児健診と5歳児健診は、歯科診察
 ・3歳児健診は、尿検査と歯科診察

対象 各年齢の対象児童（個別通知します）

場所 ふれあい交流センター

④予防接種 毎週火・水曜日

定期接種のワクチンを無料で接種することができます。詳しくは別冊「保健だより」をご覧ください。

場所 町立松前病院（予約制）

☎42-2515

※季節性インフルエンザは一部のみ助成

⑤幼児歯科フッ素塗布 対象年齢に4回以内

歯科診察、フッ素塗布（必要に応じてフッ化銀）、歯科指導

対象 1歳6カ月～3歳6カ月児（個別通知します）

場所 町内歯科医院

問 ①②保健福祉課 健康推進係 ☎42-2650

③ 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650

清部保育所 ☎45-2458

松前認定こども園 ☎42-3944

4 育児の相談・仲間づくりの場

①定期健康相談 毎週木曜日

・保健師による育児、発達相談（計測可）
 ・月1回は栄養士による離乳食、幼児食などの相談

場所 健康センター

時間 10:00～12:00

②すくすく教室（育児教室） 月2回開催

・親子ふれあい体操、季節の行事、読み聞かせ
 ・保健師・栄養士による育児相談、身体測定（希望者）、離乳食教室
 （年4回・対象者には個別通知します）
 ※申し込み・参加費は不要です。気軽にご参加ください。

対象 3カ月～3歳未満

場所 健康センター 2階

時間 10:00～11:30

日程 ・毎月、町広報「まちのカレンダー」に掲載
 ・別冊「保健だより」に掲載

③子育て支援センター

・親子が自由に集まって交流できる場を提供します。
 ・保育士による子育て相談や子育て講座も開催します。

対象 就学前までの親子

開設日時・場所

・清部保育所 4月5日から（月曜日～金曜日）

・松前認定こども園 4月18日から（月曜日～金曜日）

同年代の子どもと遊ぶ場所が欲しいなど、親子の集いや交流の場として気軽にご利用ください。
 ※利用には、事前に登録申請が必要です。

利用料金 無料ですが、製作などの教材費は、別途個人負担となります。

5

保育所・認定こども園

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650
清部保育所 ☎45-2458

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供します。

施設名	認定区分	定員	保育時間		対象児童
			曜日	保育標準時間 保育短時間	
清部保育所 (清部461-3) ☎45-2458	保育 (2号・3号)	60人	平日・土曜	7:30~18:00 8:00~16:00	0歳児~5歳児
松前認定こども園 (博多226-16) ☎42-3944	保育 (2号・3号)	60人	平日	7:30~18:30 (延長~19:30) 8:00~16:00	0歳児~5歳児
			土曜		
	幼児教育 (1号)	35人	平日	9:00~13:00 ※預かり保育可能	3歳児~5歳児

※保育(2号・3号認定)の保育時間内であれば預かり保育が可能です(土曜日を含む)

対象児童と保育料(月額) ※児童の年齢は3月31日現在の満年齢です。

- **1号認定(幼児教育)**: 満3歳以上で、**教育**を希望する子ども
保育料は無料です。
- **2号・3号認定(保育)**: 保育の必要な事由に該当し、**保育**を希望する子ども
 - ・ **3歳児~5歳児(2号認定)**
保育料は無料です。
 - ・ **0歳児~2歳児(3号認定)** ※毎年9月が保育料の切り替え時期です。

階層区分		標準時間(11時間)	短時間(8時間)	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	17,000円	
第4階層		97,000円未満	29,000円	
第5階層		169,000円未満	39,000円	
第6階層		301,000円未満	51,000円	
第7階層		397,000円未満	59,000円	
第8階層		397,000円以上	81,000円	
				16,800円
				28,600円

【多子軽減】

小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合、最年長児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料になります。ただし、市町村民税所得割課税額169,000円未満の多子世帯は、年齢に関わらず2人目以降は無料になります。

6

保育所に通ってなくても一時保育

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650
清部保育所 ☎45-2458
松前認定こども園 ☎42-3944

保育所やこども園に通っていない子どもの保護者が、急病や入院、冠婚葬祭、家族の看病や介護などで緊急、一時的に保育が必要な子どもを保育します。

事前に申込書を保育施設に提出していただきますが、急用の場合はご相談ください。

町から「保育の必要性の認定」を受けることで利用料が無料になります。

※詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

対象児童 ・清部保育所……………1歳~就学前
・松前認定こども園…1歳~就学前

保育時間 8:00~16:00

利用料金 1日 1,800円

利用日数 1日 ※月12日を上限とする

送り迎え 保護者などの送迎が必要です。

7 1号認定（幼児教育）を受けている子ども 預かり保育

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650
松前認定こども園 ☎42-3944

こども園（1号認定）に通っている子どもを対象に、保育時間後に引き続き保育します。

町から「保育の必要性の認定」を受けることで利用料が無料になります。

※詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

対象児童 松前認定こども園…1号認定を受けた子ども

保育時間 ・13:00～18:00（月～金曜日）
・7:30～18:30（土曜日）

利用料金 こども園にお問い合わせください。

利用日数 上限はありません。

送り迎え 土曜日の利用は保護者などの送迎が必要です。

8 小学校入学後の放課後保育 学童保育

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650
清部保育所 ☎45-2458

小学校に就学している児童の保護者が、仕事などで昼間家庭にいない場合、放課後や学校休業日などに、学童保育所でお子さんを保育します。

※申し込みが必要です。

※必要に応じ、学童の一時保育も行っていますのでご相談ください。

保育時間 ・学校の授業日…放課後～18:00
・土曜日（第2・4）及び学校休業日（春・夏・冬休みなど）…8:00～18:00

利用料金 ・1人月額3,000円（別途おやつ代1,000円）
・同一世帯から2人以上入所したときは、2人目からは、月額1,500円

送り迎え ・学校の授業日
…町が学童保育所へお送りします。帰宅時は保護者などのお迎えが必要です。
・土曜日、学校の休業日
…保護者などの送迎が必要です。

対象児童

小学1年生から6年生までの児童

- ・清部保育所…大島小学校、小島小学校の児童
- ・松城小学校…松城小学校、小島小学校の児童

9 子どもの成長・発達心配… 発達支援事業

問 保健福祉課 健康推進係 ☎42-2650

①巡回児童相談 年1回

お子さんの成長・発達面での心配がある方が養育支援や福祉制度活用を目的とした相談や、療育手帳を受ける場合に必要な判定を巡回相談の場で受けることができます。

対象 年齢は問いません。

場所 健康センターまたは町民総合センター

日程 町広報でお知らせします。

料金 無料

※申し込みが必要です。保健師にご相談ください。

②子ども発達支援事業 週3回（月・水・金曜日）

成長・発達面に心配がある就学前のお子さんに、社会生活（集団生活）への適応能力と基本的な自立能力の発達を促すお手伝いをします。

対象 就学前まで

場所 健康センター 2階（児童デイサービス）

時間 10:00～12:00

料金 1回918円（月上限4,600円）

10 町立松前病院の小児科応援診療

問 町立松前病院 ☎42-2515

月・火・水・金曜日 8:30～11:30

木曜日 10:00～15:00

診察医 町立松前病院 全科診療医

診察医 市立函館病院 小児科（応援診療）

休日・夜間に子どもの急な病気で困ったら

『小児救急でんわ相談』 #8000へ（厚生労働省の相談窓口） ※小児科医師・看護師が対応